

タイトル	性的被害発生率について(上)：日本とドイツの比較研究
著者	クーリー，ヘルムート；吉田，敏雄；ヴェルガー，ミヒャエル
引用	北海学園大学法学研究，41(2)：267-283
発行日	2005-09-30

性的被害発生率について（上）

——日本とドイツの比較研究——

ヘルムート・クローリー
吉 田 敏 雄
ミヒヤエル・ヴェルガー

性的被害発生率について（上）

目 次	
一 序	
二 本調査研究 日本とドイツの比較	
二・一 仮説	
二・二 無作為抽出調査	
二・三 調査方法	

三 調査結果	
三・一 性的被害の規模	
三・二 性的被害と住居ないし収入状況	
三・三 性的被害と加害者との関係	
四 議論	

（以上本号）

一 序

性犯罪は、近時、ますます、しかも、大いに人々の関心の的となっており、そして、多くの場合、犯罪者に対するもっと厳しい制裁の根拠としても持ち出されてきたし、持ち出されている犯罪群である。性犯罪は、なるほど、大いに議論は為されるが、しかし、同時に、依然として犯罪学的には比較的あまり正確なことの分かっていない犯罪行動領域の一領域でもある。性犯罪をあまり正確に把握できていない理由としては、特に次のことが指摘できよう、つまり、性犯罪は大部分、社会的近空間で発生すること、犯罪者と被害者は多かれ少なかれお互いに良く知っていること、さらに、性犯罪に対する被害者の感じ方が極めてまちまちであること、場合によつては、「狭い意味での」犯罪とは必ずしも捉えられていないことが挙げられよう。

こういった乏しい情報基盤しかないにもかかわらず、個々の人間とその家族の生活に著しく介入するばかりでなく（クローリー／ケルン 二〇〇三年）、例えば、犯罪者へのより厳しい制裁に関して言えば、ものすごい費用を伴う（アオス 二〇〇三年）⁽¹⁾広範囲に及ぶ犯罪学的決定が下されている、——しかしながら、同時に、内的安全が高まるとの保障はないと言える。

西側工業諸国においては性犯罪に関する正確な情報が比較的乏しいと言えるのだが、このことは亜細亜諸国にはますますもって妥当する。そこでは、性という主題がかなり禁忌されており、家族は、古くからの伝統を背景に、公的視線に対してはいっそう隔壁されている。したがって、出立点はこうである、家族内暴力、特に、性的被害は、とり

わけ、——しかし、専らと言うわけではないのだが——どちらかという伝統的価値範型の支配する社会において、犯罪統制・訴追といった公式の戦略からの影響を大幅に受けることのない犯罪領域である。このことから予期できることは、様々な訴追強度ないし公式、非公式の犯罪統制をもつ社会において、なるほど、例えば、「街頭犯罪（Straßenkriminalität, street crime）」は見分けられるが、しかし、社会的近空間、例えば、家族内での犯罪は見分けられないということである。狭い空間での共同生活という特殊性、内密性があること、この重要な社会化段階の保護の承認、及び、多かれ少なかれどうしても生じてくる葛藤といったものが、その他の社会的条件とは関係なく、比較的多くの閉ざされた扉の背後の（性）犯罪に繋がる状況と犯罪の機会を造っている。この仮説を検証することが本比較研究の目的である。本研究は、日本とドイツの若い女性の性被害自己報告に基づいている。両国は工業国という点で共通であるが、ただし、文化の面では明らかに異なっているし、公的犯罪統計を見れば、犯罪発生率も著しく異なっている。

二 本調査研究 日本とドイツの比較

どの程度、個々の国の間の性犯罪の出現の差異が、ある社会における女性の地位、信望、平等の権利、ないし、家族構造と関係しているのかという問題を検証するために、日本とドイツの比較被害者研究を実施した。両国は、一方で、高度に発展した工業国であるが、ただし、他方で、公式の犯罪発生率が明らかに異なっている。例えば、犯罪発生率（人口一〇万人当たりの認知犯罪件数）は警察が認知した全犯罪件数に関して二〇〇一年はドイツでは七、七三六件であったが（連邦刑事局 二〇〇三年）、日本では二、八一四件であった（法務総合研究所 二〇〇二年）、つまり、日本の数値はドイツの数値の三六％、約三分の二である。

日本の犯罪発生率が比較的低いことの背景は多くの様々な社会的条件から見ることができる。これに加えて、比較的高い公式、非公式の統制(例えば、公共空間に警察官がいることが多いこと)、刑事訴追と制裁の態様、教育事情及び支配的価値構造といったものが考慮に入れられなければならない。日本の教育事情、価値構造は、遙かに伝統踏襲的であり、西欧の視点からするとより保守的であり、独立した人格の成長——西欧諸国で支持されている教育理念——よりも、個人を社会に統合すること、妥当している社会的規範に適合させることに向けられている。同時に、日本の家族構造は、例えば、ドイツのそれと比べると、遙かに強力且つ「家父長制的」であると言えよう。日本における親のその子供への統制は、成人になるまで、西欧工業諸国におけるそれよりも著しく強い。人々の法と秩序に対する態度も同じく著しく保守的である(参照、これに関しての鳥瞰図を与えるものに、吉田 二〇〇三年。キューネ／宮澤 一九九一年)。これらの日本の教育範型そして巨大な公式、非公式の統制圧力が、ひょっとして、日本の(公式の)犯罪発生率が西欧諸国と比べて著しく低い事実に決定的影響を与えているのかもしれない。逸脱者は「日の出ずる国」においてかなりの統制圧力に曝され、西欧工業諸国における以上に、強力な烙印付けをされ、社会から拒絶される(吉田 二〇〇一年)。なるほど、日本と西欧工業諸国との間の違いは比較的若い世代では、とりわけ、大衆媒体の影響があつて、幾分均されてきたが、それでも、今日に至るも依然として顕著である。

性犯罪に関して言えば、日本は西欧諸国と比較して犯罪発生率が低いが、違いはそれほどはっきりとしたものではない。それは、例えば、強姦罪や強制猥褻罪の認知件数を見れば分かる。二〇〇〇年のドイツでの犯罪発生率は九・一件であるのに対し、日本では七・六件である。一年後の二〇〇一年で見ると、ドイツは九・六件であるのに対し、日本は九・一件であり、数値は接近して来ている。

犯罪の被害者が社会でどのように見られるのかに関する、筆者の比較実証研究から分かることは（参照、クローリー／吉田、二〇〇三年a）、質問対象者である日本人男性、女性から受ける日本人女性被害者の評価は、質問対象者であるドイツ人男性、女性から受けるドイツ人女性被害者の評価よりも明らかに悪いということである。

日本における女性の地位と日本の生活様式から示唆されることは、他でもなく、その大部分が社会的近空間で発生する性犯罪においては、日本と西欧工業諸国の犯罪発生率が、その他の、「古典的」犯罪、いわゆる「街頭犯罪」の犯罪発生率とは異なり、かなりの程度まで似ているかもしれないということである。性犯罪に関しても認定された違いは、他でもなく性犯罪の場合、主として、被害者、証人の届け出行動の違いに起因されうるかもしれない（参照、デルマン、一九九一年）。これらの考えは、西欧諸国と比較した日本に妥当するかもしれないばかりか、同じく、中国及びその他の、古典的、文化的伝統にとらわれた規範・行動観念を有する亜細亜諸国にも妥当するかもしれない。つまり、訴追処分や人々の間の態度類型は公共空間での犯罪にしか予防的働きが無く、閉ざされた扉の背後の犯罪にはそれほど予防的作用をもっていないということである。

日本に関するこれらの仮説は、日本で郵送による全国被害者質問調査を行った吉浜とサレンサンの研究結果（一九九四年）によっても支持されている。これは一九九二年の下半期に実施され、七九六人の女性が回答した。女性の五九％が、少なくとも何らかの身体的虐待を受けたこと、六六％が、感情的虐待を受けたこと、五九％が一回か複数回の性的虐待を受けたと回答した。暴力行為は、行為者の社会経済的地位とは関係がなかった。この調査研究論文はその末尾で、「親しくしている男性から受ける暴力は、日本では、重大な社会的問題あるいは犯罪問題とはあまり認識さ

れていない」との結論を下している（一九九四年、七四頁）。

筆者の研究ではさらに、両国の間の性的被害の実相に関する構造的類似性も証明されたとの前提から出発した。以前に行ったドイツでの調査研究で（参照、クローリー等 二〇〇二年）、まだ親の元で生活している女性は、そうでない者よりも犯罪の被害に遭うことが少ないことが分かっている。同じことは、第三者（例えば、親）から学業資金を受けている女性と、自ら生活資金を稼がねばならない女性との比較にも言える。さらに分かったことは、重いと評価されるべき性的攻撃（例えば、強姦未遂）は、被害者と顔見知りの男性によって行われることが多いのに対して、軽微な出来事（例えば、性的目的で体に無理に触る）はむしろ見知らぬ男性によって行われるということである。

二。一 仮説

筆者は次の仮説から出立した。

一 日本の女性は（ドイツの女性と同じく）、公式の警察統計が示す数字よりは、遙かに多くの性的被害に遭っている。

二 日本の女性は、同時に、ドイツの女性とほぼ同じ程度の性的被害に遭っている。したがって、日本とドイツの犯罪統計の間に、犯罪発生率に関してかなりの違いが見られるものの、それは性犯罪の領域には妥当しない。

三 性的被害は、被害に遭った（若い）女性の生活状況に関係している。

1 まだ親元で生活している（若い）女性は、とりわけ、親元から離れて生活している者よりも、重い被害に遭うことが少ない。

2 学業資金を自ら工面しなければならない女性は、したがって、おそらく、どちらかというと、下の社会階層出自の女性は、第三者（親）から学業資金を受けている、したがって、どちらかというと、中層、上層の出自かもしれない女性よりも、被害に遭うことが多い。

四 重い性的被害は、日本でもドイツでも、顔見知りの男性によって行われることが多く、軽い性的被害では見知らぬ男性によって行われることが多い。

五 とりわけ、重い性被害は、日本の方がドイツよりも、顔見知りの男性や家族の男性によって行われることが多い。

二・二 無作為抽出調査

筆者の研究目的は、日本とドイツの女子学生の性的被害の被害率を調査するところにある。ドイツにおける調査は二〇〇一年四月、五月に行われ、日本では二〇〇三年五月、六月に行われ、それぞれ、完全に匿名の書面質問調査で

あり、フライブルク大学とフライブルク教育大学、札幌のある大学とある看護師養成学校、旭川のある看護師養成学校の学生が質問対象者である。ドイツで開発された質問票が日本語に翻訳された。すでに質問票の開発に当たって、それが、どの程度、日本のようなドイツと異なった文化圏でも用いることができるかを調査した。質問票は、とりわけ、講義、演習、一部は、数カ所の学生寮で配布された。面接調査者はほぼ同年代の女性である。

全体として、フライブルクでは五〇〇部の質問票が配布され、有効回答は三一一部（六二％）となった。札幌の大学では、五〇二部の質問票が配布され、有効回答は一四〇部（二八％）となった。^③日本の両看護師養成学校では、二四九部の質問票が配布され、すべてが回収された、つまり、回答率は一〇〇％だった。そこでは、講義時間を利用して、質問票が配布され、同時に、回答記載がなされ、回収されたのである。ドイツでも、演習を利用した場合、学生寮で配布した場合よりも、回答率は顕著に高く、一〇〇％に達したところもあった。日本では、結局、回答数は三八九人となった。

フライブルクにおける被質問者の五六％が教育大学の学生であり、四二％がフライブルク大学の学生だった（質問項目によっては回答のない箇所もあり、加算しても一〇〇％にならないことがある）。札幌では、三六％が大学生であり、六四％が看護師養成学校の生徒だった。被質問者の平均年齢は、日本もドイツも、二三歳である。日本では、一八歳から五五歳、ドイツでは、一九歳から四四歳の範囲にあった。独身で、決まった友達のいる者が、日本では五一％、ドイツでは四九％だった。きまった友達のいない者は、日本では四〇％、ドイツでは四七％だった。既婚者は、日本では六・三％、ドイツでは二・三％だった。顕著な相違は、ドイツと比較して、日本では親元で生活する学生の割合が

極めて高いところにある。日本ではそれが四八%であるのに対し、ドイツでは一三%である。生活費についてみると、日本とドイツを比較すると、それぞれ、五一%、五四%が専ら他人の収入に頼っており、三一%、二八%が他人と自分の収入で生活し、一七%、一七%が専ら自分の収入で生活している。

二・三 調査方法

すでに言及したように、本論文の扱う主題が複雑であることから、個別面接による質的調査も考えられたが、予期される相違に関する概観を得るために、標準化した質問形式を利用することにした。標準化技法を用いたデータ調査によって、事実のもつ複雑性が所与の範疇のために減少することになるが、それにはもとより問題がないわけではない。この場合、どうしても、事実の断片的理解しか得られないし、歪みが生ぜざるを得ない。調査結果の普遍化可能性は学生層に限られるが、調査結果は、かなりの程度、他の女性層にもあてはまると考えて良いかもしれない。このことは、同じく高い被害率を証明できた、女性への暴力に関する代表無作為調査の結果からも言える（参照、例えば、二〇〇四年に公開されたミュラーとシュレットレの手になるドイツにおける女性への暴力に関する代表無作為調査研究⁴）。

調査技法である「不本意な性的接触を把握するための質問票」(Fragebogen zur Erfassung unfreiwilliger sexueller Kontakte, FUSK) は、コス（一九八二年）の「性経験調査」(Sexual Experiences Survey, SES) のドイツ語版であるが、それは本調査研究のために拡大適用された。重要なことは、手段を開発して、行動を記述する操作手法を用いて、被害者自身によっては犯罪とは定義されない性的被害も把握できるということである（コス、一九八五年）。ク

ラーエ等（一九九九年）は「性経験調査」の新しいドイツ語版を開発した。筆者の開発した「不本意な性的接触を把握するための質問票」（シユーアフ 二〇〇一年）は、全部で二二項目から成り、そのうち、最初の一・二項目はクラエ等が新しく開発した「性経験調査」ドイツ語版（一九九九年）に相当する。⁵⁾ 質問項目は普通は可罰的でない性的嫌がらせから様々な形態の重い性犯罪に到る連続体を操作できるようにしている（物理的力を伴う強姦）。

さらに、クラエ等（一九九九年）のドイツ語版「性経験調査」に依拠して、各項目ごとに、説明した出来事に関して、肯定の回答が得られた場合、誰が行為者だったのかを質問した（元友達、前夫——定まった関係にある——、友達または職場の同僚、知人——例えば、ディスコで——または、面識のない男性）。但し、上役／大学講師ないし雇用主による性的嫌がらせを調査する質問項目一五、一六は修正を施した（上役、私の職場の同僚、教師／教授／講師、面識のない男性）。これらの質問項目に肯定回答した者は非常に少なかった（参照、下記）、評価の対象から外した。

三 調査結果

三。一 性的被害の規模

表1は日本とドイツの質問対象学生が蒙った性的暴力被害の被害率を表している。同時に、表1は、可罰的形態の性的暴力経験の包括的説明でもある、先ず、軽い、中位の重さの、そして、重い不法行為によって分けられ、次いで、補充的に、（推測上の）刑法的重要性によって分けられた。ただし、注意すべきは、性的被害の重さの割り振りは個々

の範疇の定義に基づいたということである。これには、容易に間違った分類が生じうるという点で問題がないわけではない。というのも、究極的には、被害者自身だけが重さを定義できるのであり、外部者なら、信頼のおける分類ができるためには、ずっと多くの情報をもたねばならないからである。このことは、調査結果の解釈は慎重に為されねばならないことを意味する。

全体としてみると、本調査から日本でもドイツでも比較的高い被害率が分かる。日本の若い女性の八五%、ドイツの若い女性の九一%が、質問項目の少なくともどれか一つに関して、少なくとも一度は被害に遭っている(表中の印***)。いずれにしても、日本女性の二二%、つまり、五分の一以上、ドイツ女性の二八%、つまり、四分の一以上が、パートナーないし夫を止める見込みがなかったから、性交にいたったと回答した(表番号3)。これに対して、日本の女子学生の四〇%、ドイツの女子学生の四一%が望まないのに乳房、性器をさわられたと回答した(表番号13)。日本の女子学生の四九%、ドイツの女子学生の四〇%が露出行為ないし自慰行為の被害に遭った(表番号14)。差異が有意である場合だけ、確率誤差を記す。参照、表1(表番号14)。電話で性的嫌がらせを受けた女子学生は、日本で四一%、ドイツで三三%だった(表番号18)。インターネットや携帯電話で性的嫌がらせを受けたのは、日本で二〇%、ドイツで一二%だった(表番号19)。日本では七%の女子学生が、ドイツでは一一%の女子学生が、すでに少なくとも一度は心理的言葉の圧力で性交を強いられたと回答した(表番号5)。

調査結果からさらに分かったことは、ストーキング現象が広く見られることである。ただし、ドイツの方が日本よりはそれが頻繁であると言える。日本の女子学生の三九%、ドイツの女子学生の五八%が、すでに少なくとも一度、

不安感を惹起するようなやり方でまわりつかれたと回答し(♂・001)(表番号20)、日本の女子学生の一四%、ドイツの女子学生の二五%が望まないのに交際を求められたと回答した(♂・001)(表番号21)。

回答された被害体験の(推定的)重度をまとめると、大部分の被害体験は比較的軽いと見ることができ、ないし、どちらかというと中位の重さと見ることができる。日本の女性の七二%、ドイツの女性の七九%が(♂・05)、場合によっては重い被害体験に遭っているかもしれないが、それと並んで、「無理強いされた」約束、電話、インターネット、携帯電話での性的嫌がらせ、ストーキング、あるいは、相手方が嘘を言ったために性的行為を「させられた」といったような「軽い」被害に一度あるいは複数あったと回答した(表番号23)。両国ともに、七三%の女性が、——軽いあるいは重い被害体験に加えてか、または、この範疇だけかもしれないが——一度あるいは複数の「中位の重さの」被害体験を蒙っている、例えば、相手方をも早止めることができなかった、望まない性交に到った、男の言葉による圧力とか酒や薬物の影響の下で性行為に到った、望まないのにさわられた、露出行為がそれである(表番号3、4、5、6、7、13、14)。このことは、質問対象女性の約四分の三が少なくとも一度は軽い又は中位の重さの性的被害を蒙っていることを意味する。軽い、又は、中位の重さの性的被害体験に加えてか、あるいは、この範疇だけかもしれないが、「重い」と見られる行為の被害を一度又は複数回経験した者は、ドイツの女性ではそれでも一三%、日本の女性ではそれどころか二一%にも達した(♂・001)(表番号25)。重い性的被害に入るのは、性交未遂、ないし、暴力(の脅迫)による性的行為、つまり、強姦も含まれる。この調査結果から、ドイツの女性と比較して、日本の女性の方がとりわけ重い性的被害を蒙ったことが分かる。ただし、ここで注意せねばならないことは、この調査結果は、女性が質問票に回答した結果を研究者が再現したにすぎないということである。さらに、例えば、質的研究によって、

この差異の信頼性が確認されなければならない。

基本的に法定犯罪構成要件を充足する、性的暴力ないし望まない行為だけを考察すると（告訴があつた場合に、裁判所も可罰性を認定するか否かは、もとより不定である）、同じように、かなりの被害体験が明らかとなる。（推定的に）刑法上重要な出来事をすべてまとめると、ドイツの女性の五三％が、日本の女性の六〇％もが（ $p < .01$ ）少なくとも一度は法的に禁止された性的行為の被害に遭つたことになる（表番号26）。露出行為の事件を除外すると、性的被害はかなり減少する、この場合、被害率は二六％ないし三二％となり、したがって、両国ともに、約半分ほど減少する（表番号28）。酒の影響下にあつた事件と露出行為の事件とともに除外すると、刑法上重要な事件の被害率は、日本では二一％、ドイツでは一三％に達する（ $p < .001$ ）（表番号29）。性的強要と位置づけることのできる侵害行為（特定の性的事柄を強いることであり、例えば、肛門性交、口唇性行為、脅迫又は実際の暴力行為の下で、意思に反した性行為をさせられる）については、日本の女性の一五％が、ドイツの女性の一一％が被害に遭つている（表番号32）。

たいていは重く、そして、被害者に圧倒的な影響を与える強姦犯罪に関しては、ともかくも、日本の若い女性の三・三％が、ドイツの若い女性の一・六％が少なくとも一度は強姦の被害に遭つたと回答した（表番号9）。これに酒の影響下にある事件を加えると、被害率は、日本では六・七％、ドイツでは六・四％にも達する（表番号36）。強姦未遂の被害者は日本の女性では八・七％、ドイツの女性では五・五％に達した（表番号8）。これに酒の影響下の事件を含めると、日本では二二％、ドイツでは二〇％に達した（表番号34）。したがって、基本的に刑法上訴追可能な事件すべてにわたつて、日本の若い女性の方が一部ではあるが著しく高い被害率を示す、そして、これは、日本の女性の方がより重い被

害に遭っているとの上述の結論を確認するものである。

両国に関する調査結果が示唆するところでは、性犯罪の領域における公になつていない犯罪件数は、日本の方がドイツよりも遙かに多いように見えることであり、両国の社会における性に対する態度が異なっており、性への対応の開放度に違いがあることからすると、これもうなずけるということである。したがって、仮説一は確認できる。

仮説二もかなりの程度まで確認できるのであるが、ただし、一方で、被害率は、出来事の重さで分けると、両国の間に違いがあり、他方で、公に認知されていない性被害件数は、日本の方がドイツよりも多いようにみえるのであり、これも全くうなずけるところである。質問で回答された性被害の規模は両国でほぼ等しい、ドイツの若い女性の九一%、日本の若い女性の八五%が少なくとも一度性的に望まない（少なくとも一部は可罰的）出来事を経験したと報告した。かなり重い被害体験に関してみると、日本の女性の被害率が顕著に高いのが分かる（日本が二一%なのに対してドイツは一三%、*p* < .001）（表番号29）。認知されなかった性的被害の割合は日本の方がドイツよりも大きいように見える。これは、被害者質問において、日本の女性の無作為抽出調査の方が、ドイツのそれよりも多くのかなり重い被害を示している点でも目立つのであり、したがって、もっと多くの被害届、公的認知件数があっても不思議ではないと言えよう。

（つづく）

性的被害発生率について（上）

表 1：日本の女子学生とドイツの女子学生の性的被害率（百分率）

				加害者：*								
	出来事	全 体 被害率		有意性	定まった 関係にあ る友達、夫		友達、学 校・職場 の 同 僚		知人		面識の ない男	
		ドイツ	日本		ドイツ	日本	ドイツ	日本	ドイツ	日本	ドイツ	日本
**	全体	90.7	85.3									
1	誤解	43.3	30.3	p<.001	36.8	44.9	33.8	28.8	50.4	33.9	9.0	0.8
2	性交＋相手が 嘘を言った	15.5	31.9	p<.001	50.0	33.1	33.3	34.7	27.1	37.1	2.1	1.6
3	性交、相手を止める見 込みがなかったから	27.7	21.9		80.0	51.8	12.9	24.7	14.1	25.9	0.0	3.5
4	言葉の圧力を伴う 性交	11.0	7.2		76.5	57.1	11.8	21.4	11.8	17.9	2.9	3.6
5	言葉の圧力を伴う ペッティング	15.2	15.4		46.8	30.0	27.2	35.0	42.6	33.3	4.3	6.7
6	酒・薬物の影響下 での性交	5.8	4.1		33.3	6.3	22.2	37.5	50.0	68.8	0.0	0.0
7	酒・薬物の影響下 での性交未遂	16.8	16.5		9.6	9.4	30.8	42.2	67.3	48.4	11.5	9.4
8	暴力・脅迫を伴う 性交未遂	5.5	8.7		17.6	20.6	17.6	41.2	47.1	32.4	23.5	8.8
9	暴力・脅迫を伴う 性交	1.6	3.3		40.0	53.8	0.0	0.0	40.0	30.8	20.0	15.4
10	暴力を伴うその他 の性的行為	1.9	3.9		33.3	93.3	0.0	13.3	50.0	0.0	16.7	0.0
11	暴力・脅迫を伴う ペッティング未遂	10.0	13.1		16.1	23.5	22.6	37.3	38.7	31.4	32.3	13.7
12	暴力・脅迫を伴う ペッティング	4.9	10.0	p<.01	20.0	28.2	13.3	46.2	33.3	25.6	33.3	12.8
13	性的身体接触行為	40.7	40.4		8.0	1.9	19.2	9.6	29.6	6.4	57.6	88.5
14	露出行為・自慰行為	39.9	48.6	p<.01	26.0	20.6	4.1	4.2	8.1	2.6	75.6	76.2
15	性的嫌がらせ＋罰	1.0	1.5									
16	性的嫌がらせ＋報償	1.0	2.6									
17	約束	23.5	12.1	p<.001	6.8	27.7	49.3	38.3	46.6	27.7	30.1	21.3
18	電話による性的嫌 がらせ	33.3	41.1	p<.01	2.9	6.3	1.9	8.8	2.9	7.5	91.3	85.0

					加害者：*							
	出来事	全 体 被害率		有意性	定まった 関係にあ る友達、夫		友達、学 校・職場 の 同 僚		知人		面識の ない男	
		ドイツ	日本		ドイツ	日本	ドイツ	日本	ドイツ	日本	ドイツ	日本
19	インターネット／ 携帯電話による性的嫌がらせ	11.6	19.5	p<.001	8.3	5.3	2.8	10.5	2.8	11.8	91.7	75.0
20	つきまとい行為	58.1	38.8	p<.001	1.7	6.0	2.8	15.9	7.8	6.6	97.2	74.8
21	望まない交際受け入れ	24.6	13.6	p<.001	15.8	9.4	23.7	18.9	34.2	24.5	46.1	54.7
23	軽い被害（2、17、18、19、20、21）	78.5	72.2	p<.05	14.8	23.1	26.2	15.3	27.9	16.4	87.3	0.7
24	中位の重さの被害（3、4、5、6、7、13、14）	73.3	72.8		48.7	31.1	23.7	26.5	36.4	22.3	58.8	74.6
25	重い被害（8、9、10、11、12）	12.5	21.1	p<.001	15.4	35.4	20.5	40.2	46.2	28.0	30.8	12.2
26	刑法上重要な被害（6、7、8、9、10、11、12、14）	52.7	60.4	p<.01	26.8	28.1	15.9	25.1	32.9	23.0	62.2	63.8
27	刑法上重要な被害（酒は除外）（8、9、10、11、12、14）	45.0	56.3	p<.001	25.7	28.3	8.6	17.8	16.4	12.3	71.4	67.6
28	刑法上重要な被害（露出行為は除外）（6、7、8、9、10、11、12）	26.0	31.6		18.5	26.8	28.4	43.9	61.7	40.7	19.8	11.4
29	刑法上重要な被害（露出行為、酒除外）（8、9、10、11、12）	12.5	21.1	p<.001	15.4	35.4	20.5	40.2	46.2	28.0	30.8	12.2
32	強制猥褻（10、11）	10.6	15.4		18.2	36.7	21.2	33.0	39.4	26.7	30.3	11.7
33	強姦未遂（8）	5.5	8.7		17.6	20.6	17.6	41.2	47.1	32.4	23.5	8.8
34	強姦未遂（酒を含む）（7、8）	19.6	21.9		13.1	14.1	27.9	42.4	65.6	44.7	16.4	10.6
35	強姦（9）	1.6	3.3		40.0	53.8	0.0	0.0	40.0	30.8	20.0	15.4
36	強姦（酒を含む）（6、9）	6.4	6.7		35.0	30.8	20.0	23.1	45.0	50.0	5.0	7.7

* 複数回答可能のために数値が100%を越えることがある。

** 欠番の部分は、本調査では質問されなかった。

注

- (1) 近時の犯罪予防の諸方法について、クリーリー／オーベルクフェル・フックス (二〇〇三年) 参照。
- (2) 最も重要な集団は日本人には家族であり、職業集団であり、近隣の人々である。六五歳を越える人々の約四分の三(七四・七%)が日本ではその子供の家族のところで生活している。西欧工業諸国では、それはわずかに二〇%―三〇%にすぎない(キューネ／宮澤一九九一年、六六頁以下。シュヴァルツェネツガー―一九九七年、八〇頁)。シュヴァルツェネツガーによると(前掲書八四頁)、日本での親の権利は「ほぼ神聖不可侵」である。夫は家族において絶対的優先権を有する。近時、妻も働くようになってきたが、この秩序に変化はない。妻が引き続き家族の面倒を見るが、「自分も職業をもつことで外面的権威をもつことにはならない」(前掲書六七頁)。変化が、特に、ドイツでは定着した「女性運動」に認められうるが、依然として周縁現象にすぎない。例えば、一九九〇年代中頃から終わり頃まで、家庭内暴力の議論が盛んになった(吉浜 二〇〇二年)。
- (3) 日本での回答率が低いのは、質問票の配布に協力してくれた大学教員間に、この種の「内密の領域」にかかわる調査に懐疑的態度を抱く人もいたことと関連があるかもしれない。
- (4) 様々な研究の比較に当たっては、他でもなく性領域での被害者化研究では、常に、用いられた調査技法にも注意を払わねばならない、それは、発見された調査結果に些細なとは言えない影響を与えているのが普通である。参照、例えば、クリーリー 一九九四年^a。クリーリー 一九九五年。
- (5) 質問項目一は、過去の合意に基づく性的接触を問うており、したがって、不本意の性的接触の把握とは関係のない唯一の質問項目である。これに五項目が続く、暴行・脅迫を伴う性的愛撫、望まない性的接触、露出行為・自慰行為、ないし、その他の性的嫌がらせの形態(「胸をさつと触る」といったような)。最後の四項目は広い意味でのストーキングを把握し、さらに、インターネット・携帯電話を利用した性的嫌がらせの項目が続く。